

地域課題解決型起業支援補助金交付要領

（趣旨）

第1条 知事は、県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業を行う者及び令和7年4月1日以降に起業をした者を支援することを目的として、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び熊本県商工労働補助金等交付要項（以下「交付要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象経費）

第2条 交付要項第2条の補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表の「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めたものとする。

（補助金の交付申請）

第3条 交付規則第3条第1項の規定による交付申請書には、次の書類を添付するものとする。

- （1）事業計画書 様式1－1
- （2）経費配分書 様式1－2

（補助事業の内容等の変更）

第4条 交付要項第5条第1項に規定する事業変更事由は、次の場合とする。

- （1） 補助対象経費の20%を超える変更を行う場合
- （2） （1）に該当しない場合のうち、補助事業の内容に著しい変化が生じた場合

2 要項第5条第2項に規定する事業変更計画書は、様式2によるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第5条 交付規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の承認申請書は、様式3によるものとする。

（補助事業遅延等の報告）

第6条 交付規則第5条第1項第2号の規定により、補助事業の遅延等を報告する場合は、速やかに様式4による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第7条 交付規則第11条の規定による状況報告は、様式5によるものとする。

（実績報告）

第8条 交付規則第13条の規定による実績報告書には、次の書類を添付するものとする。

- （1）事業実績書 様式6－1
- （2）補助金支出表 様式6－2

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）7月11日から施行する。

この要領は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

別表

補助事業	補助事業者等	補助対象経費	補助率及び補助上限
地域課題解決型起業支援補助金	(1) 執行団体 (2) 【補助事業者】 執行団体 【間接補助事業者】 県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において起業をする者及び令和7年4月1日以降に起業をした者（以下、「起業者」）。社会的事業の分野は次の通り。 (1) 地域活性化に関すること (2) まちづくりの推進に関すること (3) 過疎地域等（※）の活性化に関すること (4) 社会教育に関すること (5) 社会福祉に関すること	(1) 公募から採択までの業務を含めた一連の執行業務に係る経費、起業等に関する伴走支援業務に係る事務経費 人件費（※）、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他の経費（伴走支援事業の遂行上、必要となる経費）等 (2) 起業者が起業に要する経費 人件費（※）、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等 （※）人件費については、代表者や役員等の人件費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。	(1) 補助率：10／10以内 補助額上限： 5,445千円 (2) 【補助事業者】 補助率：10／10以内 補助額上限： 6,000千円 【間接補助事業者】 補助率：1／2以内 補助額上限： 2,000千円

	(6) 環境に関すること (※) 過疎地域等とは、次に掲げる地域とする。 ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第3条、同法第41条並びに同法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。） ②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 ③山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域 ④半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 ⑤離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 ⑥辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地		
--	--	--	--